

令和8年度愛媛県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和8年度愛媛県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、令和7年度介護保険事業費補助金(令和7年度補正予算分)交付要綱(令和8年1月27日厚生労働省発老0127第5号)、令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱(令和7年12月25日老発1225第5号)及び愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、訪問介護員等の人材不足や物価高騰等の影響により厳しい環境の中、質の高い訪問介護等サービスが提供できるよう、人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組みを支援し、介護人材の確保及び経営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 この補助金の交付の対象者は、愛媛県内に所在し、申請時点において指定を受けており、運営中の訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下「補助対象者」という。)とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は、次の各号に定める事業を対象とする。

(1) 人材確保体制構築支援事業

(1) 補助対象者における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備を支援するほか、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 研修体制の構築の支援

訪問介護員等希望者の裾野を拡大し、経験年数の短い訪問介護員等でも安心して働き続けられるよう、補助対象者が行う訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費を対象とする。

イ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

補助対象者における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短い訪問介護員等の個々の状況により、補助対象者により適切に判断すること。

(2) 経営改善支援事業

(2) 補助対象者における経営基盤の強化や経営状況の改善等に資するため、以下に掲げる経費を対象に支援を行う。

ア 経営改善の支援

補助対象者が経営基盤の強化及び経営状況の改善又は各種加算の新規取得支援

等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）への委託等に要する経費を対象とする。

イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

補助対象者が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、前条各号に掲げる事業内容ごとに、別表の第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （4）知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （5）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （6）申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（申請手続）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 知事は、前条による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定を行うものとする。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、様式第4号の実績報告書に
関係書類を添えて、原則、事業完了後1箇月以内又は当該年度の12月末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式第5号により仕入れに係る消費税等相当額報告書により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を精査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、様式第6号の補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があった場合
- (3) 補助金交付の条件に違反した場合
- (4) 補助事業の実施について不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(その他)

第15条 特別の事情により第5条、第7条、第9条及び第11条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第11条から第15条の規定は、令和9年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

別表

1 種目	2 補助基準額	3 対象経費
(1) 人材確保体制構築支援事業	ア 研修体制の構築の支援 1事業所あたり10万円	人材確保体制構築支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
ア 研修体制の構築の支援 イ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援	イ 経験年数が短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等への同行支援(経験年数が短い訪問介護員等や介護職員等1人につき30回まで) ①中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき5,000円 ②中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき2,500円 ・30分以上の同行支援1回につき4,000円 ※経験が短い年数とは、原則1年未満の者を対象とする。ただし、以下の場合は、経験年数が1年を超える場合でも対象とする。 (1)他事業所で訪問介護員等として経験があるが、1年以上の空白が空いている場合 (2)外国人が訪問介護員等として勤務する場合	
(2) 経営改善支援事業	ア 経営改善の支援 1事業所あたり40万円	経営改善支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
ア 経営改善の支援 イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に係る支援	イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に係る支援 1事業所あたり30万円	